

奈良県公報

目次

ページ

○土地改良区の役員の就任届	一	○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	三
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	一	○開発行為に関する工事の完了	四
○道路の指定	一	○右 同	五
○道路の位置指定	二	○奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則	六
○右 同	二	○監査結果公告	六
○児童福祉法に基づく指定住宅支援事業者の指定	二	○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告	七
○身体障害者福祉法に基づく指定住宅支援事業者の指定	二	○右 同	一〇
○知的障害者福祉法に基づく指定住宅支援事業者の指定	三	○平成十六年三月三十日付け奈良県公報号外第八十号の二正誤表	一三
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	三		

告示

奈良県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、四条

土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年六月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 澤西 弘 橿原市市四条町八八七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 前川 幸 橿原市市四条町三五六

奈良県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、桜井市から大和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部下水道課において縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成十六年六月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 道路の種類

道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路

二 路線名

一般県道 大和郡山環状線

三 道路の指定区域

大和郡山市杉町字西塚一九三番二及び一九三番三から大和郡山市杉町字西塚二〇七番二、二〇七番八、二〇七番九及び二〇七番二一まで

四 道路の幅員 一五・二三メートルから二一・四一三メートルまで

- 五 道路の延長 一二五・〇〇メートル
- 六 指定年月日 平成十六年六月八日

奈良県告示第七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。

平成十六年六月十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年五月十三日現在の地番による。）
香芝市五位堂一丁目四八一番地ノ九、四八一番地ノ一〇及び四八一番地ノ一一
- 二 申請者氏名 有限会社エイトホーム 取締役 赤土喜代美
- 三 申請者住所 香芝市狐井六五七番地ノ一
- 四 道路の幅員 四・一二メートルから四・一七メートルまで
- 五 道路の延長 一九・一〇メートル
- 六 指定年月日 平成十六年五月十九日
- 七 指定番号 高土第一五一七号

奈良県告示第七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。

平成十六年六月十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年五月十八日現在の地番による。）
香芝市瓦口一七番地ノ四
- 二 申請者氏名 太州開発株式会社 代表取締役 濱崎善人
- 三 申請者住所 大阪市東淀川区西淡路一丁目一番三五号
- 四 道路の幅員 四・二〇メートル
- 五 道路の延長 八・三二メートル
- 六 指定年月日 平成十六年五月二十六日
- 七 指定番号 高土第一五一八号

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年六月十八日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
社会福祉法 人鳳雛会	香芝市上中一二 六三一二六	ホームヘル プステーシ ョンどんぐ り	香芝市上中一 二六三一二六	居宅介護	平成十六 年六月十 六日
株式会社コ ムスン	東京都港区六本 木六一〇一一	株式会社コ ムスン奈良 かつらぎケ アセンター	大和高田市西 町二八六一二 吉田ビル二 階	居宅介護	平成十六 年六月十 六日
有限会社ア ンジェリー ナ	大和高田市曾大 根二一一一一	ヘルパーハ ウス佐藤く ん	大和高田市旭 南町一三二	居宅介護	平成十六 年六月十 六日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年六月十八日

奈良県知事 柿本善也

株式会社コムスン	東京都港区六本木六-1-011	株式会社コムスン奈良かつらぎケ	大和高田市西町二八六一二吉田ビル二	居宅介護	平成十六年六月十六日
社会福祉法人鳳雛会	香芝市上中一二六三一二六	ホームヘルプステーションヨンドんぐり	香芝市上中一二六三一二六	居宅介護	平成十六年六月十六日
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。	平成十六年六月十八日	奈良県知事 柿本善也			

株式会社コムスン	東京都港区六本木六-1-011	株式会社コムスン奈良かつらぎケアセンター	大和高田市西町二八六一二吉田ビル二階	居宅介護	平成十六年六月十六日
有限会社アングェリー	大和高田市曾大根二-1-11	ヘルパーハウス佐藤くん	大和高田市旭南町一-三二	居宅介護	平成十六年六月十六日

<p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。</p> <p>なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。</p> <p>平成十六年六月十八日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成十六年五月三十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人奈良二十一世紀フォーラム</p> <p>三 代表者の氏名 石橋 毅一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 奈良市芝辻町四丁目三番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、奈良県民を対象に、地域の文化とスポーツの振興、歴史的につながりの深いアジア地域との国際協力、品格あるまちづくりの推進に関する事業を行うこと によって、ふるさと・奈良県の一層の活性化と発展に寄与することを目的とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>有限会社アングェリー</td> <td>大和高田市曾大根二-1-11</td> <td>ヘルパーハウス佐藤くん</td> <td>大和高田市旭南町一-三二</td> <td>居宅介護</td> <td>平成十六年六月十六日</td> </tr> </table>	有限会社アングェリー	大和高田市曾大根二-1-11	ヘルパーハウス佐藤くん	大和高田市旭南町一-三二	居宅介護	平成十六年六月十六日
有限会社アングェリー	大和高田市曾大根二-1-11	ヘルパーハウス佐藤くん	大和高田市旭南町一-三二	居宅介護	平成十六年六月十六日			

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意

見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年六月十八日から同年十月十八日まで
に奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年六月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 巽住宅三郷ビル

所在地 生駒郡三郷町立野南二の一〇の二二

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名

(変更前) 巽住宅株式会社 代表取締役 巽 昭夫

(変更後) 巽住宅株式会社 管財人 弁護士 尾崎 雅俊

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後九時

(変更後) 午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時五十分から午後九時二十分まで

(変更後) 午前八時五十分から午前零時二十分まで

三 届出年月日

平成十六年五月十九日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年六月十八日から同年十月十八日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年六月十八日

一 許可番号

平成十六年一月二十八日第七二一六二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月十一日第六〇四〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年六月十一日第三八五八号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字元町二一―一―番地ノ一四、二二―番地ノ九、二二―番地ノ一一、二二三―番地ノ六、二二三―番地ノ七、二二三―番地ノ八、二二七―番地ノ三、二二七―番地ノ五、二二七―番地ノ六、二二七―番地ノ七、二二七―番地ノ八、二二七―番地ノ九、二二八―番地ノ三、二二二―番地ノ一一、二二二―番地ノ一二、二二二―番地ノ一三、二二二―番地ノ一五、二二三―番地ノ六、二二三―番地ノ七、二二三―番地ノ八、二二三―番地ノ九、二二三―番地ノ一〇、二二三―番地ノ一一、二二三―番地ノ一二、二二六―番地ノ一及び二二七―番地ノ八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一番地ノ三

御所市長 前川正

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 御所市大字元町二一―番地ノ一四、二二―番地ノ九、二二三―番地ノ八、二二三―番地ノ一三及び二二三―番地ノ九

下水道 御所市大字元町二一―番地ノ一四、二二三―番地ノ八、二二二―番地ノ一三及び二二三―番地ノ九の各一部

緑地 御所市大字元町二二三―番地ノ七

一 許可番号

平成十六年四月六日第七二一六九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月十日第六〇三七号

三 開発区域に含まれる地域

天理市岩室町四五―番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市長 岩室 隆

天理市岩室町三一四番地
南本浩孝

一 許可番号

平成十六年四月二十六日第七四一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月十日第六〇三八号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年六月十日第三八五六号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市北田原町一二〇七番地ノ八、一二〇七番地ノ九、一二〇七番地ノ一〇、一二〇七番地ノ一一、一二〇七番地ノ一三、一二〇八番地ノ一及び一二〇八番地ノ一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市東生駒一丁目七七番地ノ六

内村興産株式会社 代表取締役 内村富士男

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市北田原町一二〇七番地ノ一〇

公園 生駒市北田原町一二〇七番地ノ九、一二〇七番地ノ一三及び一二〇八番地ノ一一

一一

下水道 生駒市北田原町一二〇七番地ノ一〇の一部

一 許可番号

平成十六年六月三日第七四一三五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月十日第六〇三九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年六月十日第三八五七号

三 開発区域に含まれる地域

天理市南六条町元柳生方九九番地ノ一、九九番地ノ七、一〇五番地ノ一及び一〇六番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市上京区出町今出川上る青龍町二二二番地

株式会社マルハン 代表取締役 鈴木嘉和
五 公共施設の種類、位置及び区域
水路 天理市南六条町元柳生方一〇五番地ノ一及び一〇六番地の各一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成十六年六月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十五年三月二十八日高土第一四一三二二号

平成十五年九月十六日高土第一四一三二一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月十四日高土第六〇五号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡上牧町米山台二丁目五六〇番地ノ七五、五六〇番地ノ一四〇及び五六〇番地ノ一四二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区城見一丁目二番二七号

株式会社日本経営振興協会 代表取締役 山本健三

一 許可番号

平成十六年四月八日高土第一五一二七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月十四日高土第六〇八号

三 開発区域に含まれる地域
北葛城郡上牧町片岡台二丁目二番地ノ九及び二番地ノ一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡河合町大字大輪田一一八三番地
伊藤勝則

一 許可番号

平成十六年四月二十三日高土第一六一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十一日高土第六〇九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十一日高土第二五一号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元大垣内方二三番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町三吉一七三四番地ノ三

ミツヨシ総合企画 代表者 山崎勝徳

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字三吉元大垣内方二三番地ノ一の一部

教育委員会規則

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年六月十八日

奈良県教育委員会委員長 宇野 義明

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（昭和二十八年四月奈良県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

奈良県文化財保存事務所大神神社出張所

桜井市

を
奈良県文化財保存事務所吉川家出張所

檀原市

に改める。

附則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

監査委員会公告

監査結果公告

監 第 11 号

平成16年6月18日

奈良県監査委員 大 倉 潔

奈良県監査委員 中 嶋 實 男

奈良県監査委員 浅 川 清 仁

奈良県監査委員 飯 田 正

監 査 結 果

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

中小企業課 平成16年6月3日執行

中小企業高度化資金貸付金にかかる償還金の未収について

（事実認定）

中小企業高度化資金貸付金にかかる償還金において未収金が認められた。

（指摘事項）

貸付制度の趣旨に沿い、厳正な指導と対応を行い、債権の保全及び回収になお一

層努めるべきである。

林政課

平成16年5月12日執行

学校教育課

平成16年5月12日執行

広報広聴課

平成16年5月12日執行

議会事務局

平成16年5月12日執行

東部農林振興事務所	平成16年5月14日執行	保険福祉課	平成16年6月3日執行
畜産技術センター	平成16年5月14日執行	雇用労政課	平成16年6月3日執行
北部農林振興事務所	平成16年5月14日執行	新産業創造課	平成16年6月3日執行
文化国際課	平成16年5月17日執行	産業科学振興室	平成16年6月3日執行
下水道課	平成16年5月17日執行	上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。	
子ども家庭課	平成16年5月17日執行		
行政経営課	平成16年5月17日執行		
健康増進課	平成16年5月17日執行		
耕地課	平成16年5月19日執行		
地方労働委員会事務局	平成16年5月19日執行	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告	
人事委員会事務局	平成16年5月19日執行	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成11年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。	
都市計画課	平成16年5月19日執行	平成16年6月18日	
生涯学習課	平成16年5月19日執行		奈良県監査委員 大 倉 潔
管財課	平成16年5月21日執行		奈良県監査委員 中 嶋 實 男
情報システム課	平成16年5月21日執行		奈良県監査委員 浅 川 清 仁
統計課	平成16年5月21日執行		奈良県監査委員 飯 田 正
生活衛生課	平成16年5月21日執行	監査の特定事件（テーマ）	
営繕課	平成16年5月25日執行	県立病院事業	
高齢福祉課	平成16年5月25日執行		
住宅課	平成16年5月25日執行		
河川課	平成16年5月25日執行		
道路維持課	平成16年5月25日執行		
砂防課	平成16年5月27日執行		
道路建設課	平成16年5月27日執行		
青少年課	平成16年5月27日執行		
障害福祉課	平成16年5月27日執行		
廃棄物対策課	平成16年5月27日執行		
職員厚生課	平成16年6月1日執行		
風致保全課	平成16年6月1日執行		
奈良公園管理事務所	平成16年6月1日執行		

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

所 属 : 医大・病院課

監 査 結 果	措 置 内 容
<p>1. 他立病院との比較した赤字の原因が低い (1) 公債償却前との医療費の増減が低い (2) ① 1 医療別収益の対分析の結果経費の比率が高い ② 診療科別収益の対分析の結果経費の比率が高い (1) 医療別収益の対分析の結果経費の比率が高い (2) 償却前収益と損益の対分析の結果経費の比率が高い</p> <p>2. 診療科別収益の対分析の結果経費の比率が高い (1) 診療科別収益の対分析の結果経費の比率が高い (2) 診療科別収益の対分析の結果経費の比率が高い</p> <p>3. 材料費の増減が大きい (1) 診療科別収益の対分析の結果経費の比率が高い (2) 診療科別収益の対分析の結果経費の比率が高い</p> <p>4. 会計処理の誤り (1) ① ②</p>	<p>1. 及び成り組みの改善 (1) 及び成り組みの改善 (2) 及び成り組みの改善</p> <p>2. 赤字の診療科対策として、各診療科の病床数を確保 (1) 赤字の診療科対策として、各診療科の病床数を確保 (2) 赤字の診療科対策として、各診療科の病床数を確保</p> <p>3. 各病院内に経営管理の個別対策を、部会に収入確保チーム (1) 各病院内に経営管理の個別対策を、部会に収入確保チーム (2) 各病院内に経営管理の個別対策を、部会に収入確保チーム</p> <p>4. 一般会計からの繰り出し金の削減 (1) 一般会計からの繰り出し金の削減 (2) 一般会計からの繰り出し金の削減</p>

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成12年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成16年6月18日

奈良県監査委員	大 倉 潔
奈良県監査委員	中 嶋 實 男
奈良県監査委員	浅 川 清 仁
奈良県監査委員	飯 田 正

監査の特定事件（テーマ）

奈良県立医科大学費特別会計

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

所 属 : 医大・病院課

監 査 結 果	措 置 内 容
<p>1. 医薬材料費対診療収入比率が高い原因の分析 (1) 医薬品、診療材料購入単価が高い可能性。立病院との情報交換の必要が認められる。</p> <p>購入先との継続的価格交渉による、価格の引き下げのさらなる努力が必要と認められる。</p> <p>(2) 院外処方箋の利用が低い可能性 患者の理解を得たうえで院外処方箋の発行の拡大を図ることが望まれる。</p> <p>(3) 診療報酬請求の減点が多い可能性 一定金額以上の減点に関して、担当医師に指示し理由書を添付して再審査請求を実施するなど、手段を講じるべきである。 診療報酬請求の返戻は事務処理の不具合より原因と抑制点が多いため、診療報酬請求事務処理の徹底により返戻金額の抑制が必要である。</p>	<p>1. 平成12年度に経営改善計画を策定し、この計画の推進、目標達成に力を入れた。このうち、この計画の推進に力を入れた。このうち、この計画の推進に力を入れた。</p> <p>(1) 平成12年度に経営改善計画を策定し、この計画の推進、目標達成に力を入れた。このうち、この計画の推進に力を入れた。</p> <p>(2) 平成13年度に、院外処方箋の推進の強化と、院内の掲出するポイントの整理、導入の促進を図る。このうち、この計画の推進に力を入れた。</p> <p>(3) 1万点以上の減点を再審査請求して対象とし、の保険担当等が国保連合会に説明している。</p> <p>競争入札の導入、値引き交渉の強化と、この計画の推進に力を入れた。このうち、この計画の推進に力を入れた。</p> <p>競争入札の導入、値引き交渉の強化と、この計画の推進に力を入れた。このうち、この計画の推進に力を入れた。</p> <p>競争入札の導入、値引き交渉の強化と、この計画の推進に力を入れた。このうち、この計画の推進に力を入れた。</p>

<p>(4) 診療報酬の請求漏れ、加算漏れの可能性 金額的に重要な材料について、医薬品同様、請求漏れ防止のための管理を実施すべきである。</p> <p>発注回数が増加させることにより、病棟の定数削減につながる可能性があり、在庫圧縮に効果があると考えられる。</p> <p>2. 委託業務の検証 競争原理を働かせるため、今後もより一層、競争入札の割合を高めていくことが必要である。</p> <p>3. 未収金の管理状況 発生した未収金の管理について、督促手続きのルール化、外来未収金の計数管理を図る必要がある。</p> <p>4. 備品の現物管理 現品の適切な管理と帳簿の整備を求めている奈良県契約規則第78条及び奈良県医科大学備品管理要綱に従って管理する必要がある。</p> <p>「使用の見込みがなく、廃棄等すべき備品」については早急に廃棄処理を実施し、「存在の確認できない備品」については現物があ 再調査を行い、その結果に従って適切な措置を講ずる必要がある。</p>	<p>(4) 使用量の定期的な把握や、高価な医療用消耗品を使用した場合管理の徹底を図って請求漏れ防止に努めることにより、材料管理のしなやかさを図る。請求漏れは、大きな請求漏れは認められなかった。診療消耗品については、使用数と請求内容を照合し、高シムス消費を核計していく。</p> <p>従来より1回の払出であったものを、3部署以上が共通して使用される医療品に、さらには病棟在庫の削減のため、定期的に病棟在庫の定数の見直しを実施している。</p> <p>2. 外部委託業務は競争入札を原則とすることなど、単価契約について競争入札を拡大することなどにより、競争入札への移行を進めている。</p> <p>3. 外来未収金は、一定期間（3ヶ月）経過したものを台帳で管理することとした。調定や督促等の事務処理に関するルールについて適切な方策を検討している。</p> <p>4. 医療用備品については、平成13年度に現況調査を実施し、備品台帳の確認を行った。医療備品（人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンダー、各種専用器具等）の適正管理を行うため、平成15年度に病棟第一課に専門部門（臨床工学係）を設置した。</p> <p>医療用備品の現況調査の結果に基づき、不要な備品の廃棄処理、保管転換を進めている。</p>
---	---

平成十六年三月三十日付け奈良県公報号外第八十号の二正誤表

正
誤

二二	一	号
上	下	段
二十行目	告示の十番目の目次	箇所
五百三十一号	五百三十一号	誤
五百十一号	五百十一号	正

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。